県　章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
（当日が県の休日に当たるときは休刊とする。）

目　　次

告　示
○沖縄県特定水産資源の採補の停止に関する規則に係る告示（水産課）……1

告　　示

沖縄県告示第154号

沖縄県特定水産資源の採補の停止に関する規則（令和３年沖縄県規則第40号。以下「規則」という。）第２条前段及び第３条の規定により、次のとおり告示する。

令和７年４月11日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

１　漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第14条第１項の規定により定める沖縄県資源管理方針別紙１－２の第２の３に規定する沖縄県太平洋沿岸くろまぐろ（大型魚）漁業（以下「太平洋沿岸くろまぐろ漁業」という。）におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の総量が、太平洋沿岸くろまぐろ漁業に係る知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きく、法第33条第２項第１号に掲げる場合に該当すると認める。

２　この告示の日の翌日から令和８年３月31日までの間は、太平洋沿岸くろまぐろ漁業に該当するくろまぐろ（大型魚）をとることを目的とした採補をしてはならない。ただし、規則第２条後段の規定により、太平洋沿岸くろまぐろ漁業におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の総量が、法第33条第２項第１号に掲げる場合に該当しなくなったと認める旨の告示をした場合にあっては、この限りでない。

発　行　所
沖　縄　県　総　務　部
総務私学課
電話番号　098-866-2074

印　刷　所　沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室）
〒900-8570 那覇市泉崎１丁目２番２号　沖縄県庁地下１階